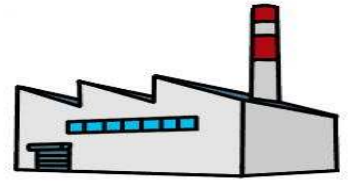


## 「事故時の措置」の概要 ～対象となる「有害物質」及び「指定物質」の追加～

水質汚濁に係る事故については、次のとおり、水質汚濁防止法により、  
応急措置を講じるよう規定されています。

今回、平成24年5月及び10月に施行された水質汚濁防止法施行令等  
の一部改正により、事故時の措置の対象となる「有害物質」(\*1)及び  
「指定物質」(\*2)が追加されました。



(\*1) 1, 2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1, 4-ジオキサンの3物質が追加されました。

(\*2) 5月に、クロム及びその化合物、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、  
亜鉛及びその化合物、フェノール類及びその塩類の6物質が

10月に、ヘキサメチレンテトラミン(1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1<sup>3,7</sup>]デカン)が追加されました。

### 【概要】

#### 1 事故時の措置（法第14条の2・令第3条の3）

工場・事業場において施設の破損等の事故により有害物質等を含む水が排出され、人の健康  
又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じ環境汚染の拡大  
防止を図るとともに、速やかに都道府県知事に事故の状況等を届け出なければなりません。

水質汚濁防止法では、次の場合に、応急措置や事故状況等の届出が必要です。

- ①特定事業場※から、有害物質や排水基準に適合しないおそれがある水が流出した場合
- ②指定事業場※から有害物質や指定物質が流出した場合
- ③貯油事業場から油が流出した場合

#### ※ 特定事業場とは

施行令で定められている特定施設を設置する事業場のことです。

#### ※ 指定事業場とは

施行令で定められている有害物質（28物質(\*1)）を貯蔵又は使用する施設や、  
指定物質（56物質(\*2)）を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設を設置してい  
る事業場のことです。有害物質及び指定物質は別紙をご参照ください。

有害物質や指定物質を貯蔵や使用するときは、事故の予防を徹底してください。

万一事故が発生した時は、直ちに応急措置をし、速やかに保健福祉環境事務所等、関係機関  
に通報してください。

法律で措置が義務づけられていない場合でも、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例  
で措置が必要な場合があります。

#### 2 事業者の責務（法第14条の4）

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置以外にも、その事業活動に伴う汚水又は廃液  
の公共用水域への排出状況を把握するとともに、公共用水域等の汚濁の防止のために必要な措  
置を講じなければならないこととされています。

例) 事業活動に伴う汚水又は廃液の排出先の把握

汚濁負荷を低減するための施設の整備や維持管理 等

○ 問い合わせ窓口・事故時の通報先

| 工場・事業場の所在地   | 窓 口  | 電話番号   | 所在地  |
|--|--|--|--|
|  |  | FAX番号  |  |
| 筑紫野市、春日市、大野<br>城市、太宰府市、筑紫<br>郡、糸島市   | 筑紫保健福祉環境事務所<br>環境指導課   | 092-513-5612   | 〒816-0943<br>大野城市白木原<br>3-5-25<br>筑紫総合庁舎内  |
|  |  | 092-513-5598   |  |
| 古賀市* <sup>1)</sup> 、糟屋郡* <sup>1)</sup> 、<br>中間市* <sup>2)</sup> 、宗像市* <sup>2)</sup> 、<br>福津市* <sup>2)</sup> 、遠賀郡* <sup>2)</sup>   | 宗像・遠賀保健福祉環境<br>事務所 環境指導課<br>環境指導第一係(*1)<br>環境指導第二係(*2)               | 0940-36-6322<br>(*1~2 共通)                                | 〒811-3436<br>宗像市東郷 1-2-1<br>宗像総合庁舎内        |
|  |  | 0940-36-2592<br>(*1~2 共通)                                |  |
| 直方市* <sup>1)</sup> 、宮若市* <sup>1)</sup> 、<br>鞍手郡* <sup>1)</sup> 、飯塚市* <sup>2)</sup> 、<br>嘉麻市* <sup>2)</sup> 、嘉穂郡* <sup>2)</sup> 、<br>田川市* <sup>3)</sup> 、田川郡* <sup>3)</sup> | 嘉穂・鞍手保健福祉環境<br>事務所環境指導課<br>環境指導第一係(*1)<br>環境指導第二係(*2)<br>環境指導第三係(*3) | 0948-21-4812(*1)<br>0948-21-4813(*2)<br>0948-21-4814(*3) | 〒820-0004<br>飯塚市新立岩 8-1<br>飯塚総合庁舎内         |
|  |  | 0948-23-4162<br>(*1~3 に共通)                               |  |
| 小郡市、うきは市、朝倉<br>市、朝倉郡、三井郡   | 北筑後保健福祉環境事務<br>所 環境課環境指導係(久<br>留米分庁舎)                                | 0942-30-1058   | 〒839-0861<br>久留米市合川町<br>1642-1<br>久留米総合庁舎内 |
|  |  | 0942-37-1973   |  |
| 柳川市、八女市、筑後<br>市、大川市、みやま市、<br>三潴郡、八女郡   | 南筑後保健福祉環境事務<br>所 環境指導課<br>(八女分庁舎)                                    | 0943-22-6964   | 〒834-0063<br>八女市本村字深町 25<br>八女総合庁舎内        |
|  |  | 0943-23-7424   |  |
| 行橋市、豊前市、京都<br>郡、築上郡  | 京築保健福祉環境事務所<br>環境課環境指導係  | 0930-23-2380   | 〒824-0005<br>行橋市中央 1-2-1<br>行橋総合庁舎内        |
|  |  | 0930-23-4880   |  |
| 大牟田市   | 大牟田市環境部  | 0944-41-2721   | 〒836-8666<br>大牟田市有明町 2-3                   |
|  |  | 0944-41-2722   |  |
| (問い合わせのみ)  | 福岡県環境部環境保全課<br>水質係   | 092-643-3359   | 〒812-8577<br>福岡市博多区東公園<br>7-7              |
|  |  | 092-643-3357   |  |